年度 特認	设水道水質検査計	画	作成日	(	年	月	日)	
名称								
所在地								
設置者								
水道管理実務担当者	(氏名)							
	(所属)			(連絡先TEL)				
原水の種類								
浄水処理方法								
1日平均給水量								
1 <b>水質管理において留意すべき事項</b> (1) 原水から給水栓に至るまでの水質状況								
(2)汚染要因(水源・浄水処理・管路など)								
(3)水質管理上優先すべき対象項目								
2 定期の水質検査の項目、採水の場所、検査の回数及びその理由								

3 定期の水質検査を省略する場合については、その項目及び理由

(2) 臨時の水質検査を行う際の考え方  (2) 臨時の水質検査内容の詳細  5 水質検査を委託する場合の委託の内容 (1) 委託の範囲	4 臨	4 臨時の水質検査について								
5 水質検査を委託する場合の委託の内容           (1) 委託の範囲	(1) 臨時の水質検査を行う際の考え方									
5 水質検査を委託する場合の委託の内容           (1) 委託の範囲         検査項目、頻度         試料の採取、運搬方法           歩きたり、運搬方法         □ 地方公共団体の機関         ② 登録水質検査機関*         (登録番号         )           本株 所在地 検査を行う事業所の所在地         □ 地方公共団体の機関         □ 地方公共団体の機関         □ を録水質検査機関*         (登録番号         )           委託先 2         - 本株 所在地 検査を行う事業所の所在地         ・         本株 所在地 検査を行う事業所の所在地         )         ・										
5 水質検査を委託する場合の委託の内容           (1) 委託の範囲         検査項目、頻度         試料の採取、運搬方法           一地方公共団体の機関         登録水質検査機関*(登録番号)         )           本株         所在地         検査を行う事業所の所在地           電影外質検査機関*(登録番号)         )         全称           所在地         検査を行う事業所の所在地         )           *水道法第20条第3項ただし書に規定される国土交通大区及び環境大臣登録水質検査機関										
5 水質検査を委託する場合の委託の内容           (1) 委託の範囲         検査項目、頻度         試料の採取、運搬方法           一地方公共団体の機関         登録水質検査機関*(登録番号)         )           本株         所在地         検査を行う事業所の所在地           電影外質検査機関*(登録番号)         )         全称           所在地         検査を行う事業所の所在地         )           *水道法第20条第3項ただし書に規定される国土交通大区及び環境大臣登録水質検査機関										
5 水質検査を委託する場合の委託の内容           (1) 委託の範囲         検査項目、頻度         試料の採取、運搬方法           一地方公共団体の機関         登録水質検査機関*(登録番号)         )           本株         所在地         検査を行う事業所の所在地           電影外質検査機関*(登録番号)         )         全称           所在地         検査を行う事業所の所在地         )           *水道法第20条第3項ただし書に規定される国土交通大区及び環境大臣登録水質検査機関										
5 水質検査を委託する場合の委託の内容           (1) 委託の範囲         検査項目、頻度         試料の採取、運搬方法           一地方公共団体の機関         登録水質検査機関*(登録番号)         )           本株         所在地         検査を行う事業所の所在地           電影外質検査機関*(登録番号)         )         全称           所在地         検査を行う事業所の所在地         )           *水道法第20条第3項ただし書に規定される国土交通大区及び環境大臣登録水質検査機関	(9) 陪旧	生の水質絵本内窓の詳細								
(1)委託の範囲	(乙) 四田中	プック小員(火旦1) 台ック叶/加								
(1)委託の範囲										
(1)委託の範囲										
(1)委託の範囲										
(1)委託の範囲	L									
委託する水質検査機関   検査項目、頻度   試料の採取、運搬方法   地方公共団体の機関   登録水質検査機関*(登録番号 ) 名称   「 地方公共団体の機関   地方公共団体の機関   単方公共団体の機関   登録水質検査機関*(登録番号 ) 名称   名称   所在地   検査を行う事業所   所在地   検査を行う事業所   所在地   検査を行う事業所   であれています。	5 水質									
□ 地方公共団体の機関 □ 登録水質検査機関* (登録番号 ) 名称 所在地 検査を行う事業所 の所在地 □ 地方公共団体の機関 □ 登録水質検査機関* (登録番号 ) 名称 所在地 検査を行う事業所 の所在地  *水道法第20条第3項ただし書に規定される国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関	(1)委託	モの範囲								
		委託する水質検査機関	検査項目、頻度	試料の採取、運搬方法						
		□ 地方公共団体の機関								
委託先       1         所在地       検査を行う事業所の所在地         □ 地方公共団体の機関       □ 登録水質検査機関* (登録番号 )         名称       所在地         検査を行う事業所の所在地       *水道法第20条第3項ただし書に規定される国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関										
委託先   所在地   検査を行う事業所   の所在地   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日		□ 立然小貝快且IXI内 (立然田勺 )								
所在地 検査を行う事業所 の所在地  □ 地方公共団体の機関 □ 登録水質検査機関* (登録番号 ) 名称 所在地 検査を行う事業所 の所在地  *水道法第20条第3項ただし書に規定される国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関	委託先	名称								
検査を行う事業所 の所在地  □ 地方公共団体の機関 □ 登録水質検査機関* (登録番号 ) 名称 所在地 検査を行う事業所 の所在地  *水道法第20条第3項ただし書に規定される国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関	1	· 京大 · 林								
の所在地  □ 地方公共団体の機関  □ 登録水質検査機関* (登録番号 )  名称  所在地  検査を行う事業所 の所在地  *水道法第20条第3項ただし書に規定される国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関		//11.24E								
□ 地方公共団体の機関 □ 登録水質検査機関* (登録番号 ) 名称 所在地 検査を行う事業所 の所在地 *水道法第20条第3項ただし書に規定される国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関										
□ 登録水質検査機関* (登録番号 ) 名称 所在地 検査を行う事業所 の所在地 *水道法第20条第3項ただし書に規定される国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関										
委託先 2 所在地 検査を行う事業所 の所在地 *水道法第20条第3項ただし書に規定される国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関										
委託先 2 所在地 検査を行う事業所 の所在地 *水道法第20条第3項ただし書に規定される国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関		□ ① 郊外貝便且傚関 (② 郊借 ク )								
2 所在地 検査を行う事業所 の所在地 *水道法第20条第3項ただし書に規定される国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関	委託先	名称								
検査を行う事業所 の所在地 *水道法第20条第3項ただし書に規定される国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関		=C+-1h								
*水道法第20条第3項ただし書に規定される国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関										
*水道法第20条第3項ただし書に規定される国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関		検査を行う事業所のであり								
	* 1 >24 >1 40									
(2)委託した検査の実施状況の確認方法	水迫法第	B20余男3頃たたし書に規定される国土交通大臣及び環	現不 <b>已</b> 登録水質検査機関							
	(2)委託した検査の実施状況の確認方法									

## 6 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項 (1)水質検査結果の評価に関する事項 (2)水質検査の見直しに関する事項 (3)水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項 (4)関係者との連携 (5) その他(水質検査計画の利用者への周知)